

第 1 回 統計作成プロセス部会 議事概要

1 日 時 令和 2 年 11 月 5 日（木）10:00～11:56

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

津谷 典子（部会長）、川崎 茂、神田 玲子、佐藤 香、椿 広計

【専 門 委 員】

西 美幸

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、重里次長等

4 議 題

- (1) 「第三者監査」に関する統計委員会（統計作成プロセス部会）のミッションについて
- (2) 統計作成プロセスにおける品質管理について
- (3) 今後の審議の進め方・スケジュールについて
- (4) その他

5 概 要

- 佐藤委員を部会長代理として指名した後、本部会におけるミッションを、その背景を含めて確認するとともに、椿委員からの説明を基に統計作成プロセスにおける品質管理等に関する基礎的な情報共有を図った。
- その共通認識の下に、部会長から提案された今後の部会審議の進め方・スケジュールなどについて、欠席委員等の意見等も含めて議論し、
 - ・ 部会の下に要求事項等検討タスクフォースを設置して、「要求事項」、「方針」等の検討を進めること、
 - ・ 「要求事項」の検討を先行し、「方針」についても相互の関連性を意識しつつ検討を進めること、
 - ・ 試行的な取組も踏まえながら、最終的な取りまとめを進めること、などの方針を取りまとめ、この方針に沿った、タスクフォースの設置規定を決定した。
その後、この設置規定に従い、部会長により、タスクフォース座長に椿委員、座長代理に川崎委員、構成員に篠専門委員が指名された。
- また、今回示された意見等については、今後の部会・タスクフォースの審議にいかしていくこととされた。
委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 「第三者監査」に関する統計委員会（統計作成プロセス部会）のミッションについて

- 統計委員会における再発防止策建議においても「統計の品質はプロセスで作り込む」とされており、プロセスの中にどういふことを盛り込むかが論点になる。

これまでは、統計の信頼を失う事案が発生したことへの対応が中心だったが、今後の検討に当たっては、各調査実施者の負担感を抑制しつつ、各府省が自発的に取り組む意識を持ってもらう環境をいかに作るかということも大事である。

また、この取組に当たっては、要求事項という最低限の要件をクリアするだけではなく、利用者に「なるほど」と思ってもらえるようなプラスアルファの品質向上につながる事項や新しい気付きの点を加味することも重要である。

- 最低限の要件をクリアするだけではなく、プラスアルファの品質、新しい気付きの点を加味することも重要という点は同感である。

今回のミッションは、統計の品質向上を目指すものか、統計作成プロセスの質の向上を目指すものか確認しておきたい。

→ 統計作成プロセスの質の向上は統計の品質向上に寄与するものであり、取組の最終的な目的は統計の品質向上であるが、検討のターゲットは統計作成プロセスの質の向上になるものと考えている。

→ 必ずしも両方を明確に区分する必要はなく、トータルクオリティマネジメントの観点に立って考えればよいのではないか。統計作成プロセスの質の向上を図っていくことができれば、結果として統計の品質向上も図られると思う。

→ できあがった製品の品質は、その製品をみただけでは分からない。見た目はよくても基準を満たしていなかったということもある。製品で品質をみるのではなく、作成プロセスでの品質管理を通じて品質向上を図っていくと言えるのではないか。

- 今般の取組において、調査担当府省にも一緒になって主体的に考えてもらい統一した基準を示していくことが本部会のミッションと考えている。

(2) 統計作成プロセスにおける品質管理について

- ISO認証等の取得支援をしている経験からすると、シンプルで現場にも分かりやすい要求事項を定めることが成功事例にもつながりやすい。このため、現場の人にも浸透するようなシンプルなルールを検討することが重要ではないか。

また、統計の作成者側の現場にメリットをどう理解してもらうかが非常に重要。文書の管理、保管といったことは、統計調査のやり方の効率化や引き継ぎに役立つなど、現場にとってもメリットが大きいということ訴求していく必要がある。その上で、総花的に要求事項を示すのではなく、ポイントを絞るとよいのではないか。

→ 実際に現場で調査に携わる人、そして担当各府省に分かりやすい仕組みでなければ、この取組は続かないとの御意見には同感である。また、第三者監査を文字通りの監査と捉えると気が重くなるかもしれないが、上手く行ったこと、行かなかったことの記録を残すことを通じて現状を整理し、将来にノウハウを継承する取組と捉えることも重要と考える。

- データアーカイブに関する国際的な認証制度において、要求事項は、「◎」絶対取り組むべき事項、「○」取り組んだ方がよい事項、「△」任意とする事項に区分されており、今般の取組に当たり、参考にできるのではないか。

また、この要求事項の解釈に疑義が生じた場合、認証事務局にメール等で照会することも可能となっている。今般の取組に当たって、サポートデスクのような仕組みも検討してはどうか。

- 公的統計の品質マネジメントについては、当面、調査統計を対象に検討を進めるにしても、二次統計や加工統計においても参考となるような観点からの検討も必要ではないか。

また、公的統計は、製品であると同時にサービスでもあることから、統計をどう見れば良いか、どう利用すれば良いかなどの照会対応・情報提供も重要と考えられる。ユーザーとのキャッチボールを通じて把握したニーズを品質マネジメントにつなげるような観点も視野に入れた検討が必要ではないか。

→ TQMの観点からすると、サービスのクオリティという部分も重要と考えている。

- 「方針」等の検討に当たっては、第三者監査の結果を、統計委員会や各府省がどのように連携しフィードバックしていくか、また、改善に向けて、どうメリハリをつけて限られた統計資源を割くべきかなども含めて議論していく必要があるのではないか。

(3) 今後審議の進め方・スケジュールについて

- タスクフォースを設置して専門的、集中的に議論することに異論はないが、タスクフォースと部会の役割分担はどのように考えれば良いのか。タスクフォースで議論された内容を、部会で一から議論するものではないとの理解でよいか。最終的には統計委員会で決めることとなるのだろうが、その前の部会、タスクフォースの役割、特に、部会審議の位置付けが曖昧な気もする。手探りでもよいので、部会において議論すべき事項を明確にしていきたい。

→ 統計委員会への報告案は、部会において決定することとなる。その報告案のベースをタスクフォースにおいて検討いただき、タスクフォースにおいても判断に迷うような論点を整理した上で、部会において更に議論していただくという流れを想定している。

- 「要求事項」から検討することには異論がないが、審査のスキームやチェックの体制をどうするのかなどの「方針」等についても、可能な限り要求事項と平行して検討することも視野に入れてほしい。

→ 他の意見等も含めて、今後の部会・タスクフォースの審議に活かして参りたい。

(4) その他

○ 今回の審議の概要は、11月26日開催予定の第157回統計委員会において報告すること、使用する資料等の詳細については部会長に一任された。

また、次回の部会は、タスクフォースにおける審議状況も勘案して、改めて調整することとされた。

(以上)

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>